

### 3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、3階建て建物へ直結直圧式による給水を行う場合の取扱いを定めるものとし、定めのないものについては、「給水装置工事施行基準」及び「給水装置工事施行指針」によるものとする。

#### (対象範囲)

第2条 対象範囲は、直結直圧式による給水が可能な3階建て建物とする。

なお、ストック機能が必要な建物、危険な物質を取り扱う工場等は受水槽方式による給水が望ましい。

2 3階を超える建物であっても、4階以上に給水装置を設けないものは対象とする。

#### (実施条件)

第3条 実施にあたっては、以下に掲げる条件をすべて満たさなければならないものとする。

##### (1) 配水管水圧

申請場所直近の消火栓において、24時間以上の水圧を測定し、この測定値の最小水圧が、分岐しようとする配水管位置での水圧に置き換えた場合（以下「換算水圧」という）に、 $0.196\text{MPa}$  ( $2.0\text{kgf/cm}^2$ ) 以上を原則とする。ただし、 $0.196\text{MPa}$  未満であっても、事前協議における水理計算の結果、給水可能と判断される場合は、この限りでない。

##### (2) 給水装置の高さ

3階に設置する給水装置の最高位は、原則として配水管の布設道路面から8.5m以下とする。

##### (3) 給水管の分岐口径

配水管から分岐する給水管口径は、配水管より小口径とする。

#### (事前協議)

第4条 この要綱に基づき給水を受けようとする申請者は、給水装置承認申請を行う前に、「配水管水圧測定依頼書」（別紙1号様式）により配水管水圧測定を千葉市長（以下「市長」という。）に依頼しなければならない。

2 市長は配水管水圧を測定し、「配水管水圧測定結果」（別紙2号様式）に測定箇所を明示した2,500分の1配水管網図を添付して回答するものとする。

3 申請者は、前項の回答を基に、水理計算を行い、給水装置承認申請前に十分協議を行うものとする。

#### (設計条件)

第5条 設計にあたっては、次の各号の条件を満たさなければならない。

##### (1) 設計水圧

分岐しようとする配水管の設計水圧は、配水管水圧測定結果から、申請者が地盤高を考慮のうえ算定するものとし、この換算水圧が $0.196\text{MPa}$  未満の場合は、測定値による換算水圧とし、 $0.196\text{MPa}$  以上の場合は、 $0.$

1.96 MPaとする。

(2) 給水管口径の決定

給水管等の口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に算定し、その水量に応じた給水管取出し口径等を、 $\phi 50\text{ mm}$ 以下はウェストン公式、 $\phi 50\text{ mm}$ を超えるものについてはヘーゼン・ウィリアムス公式によって決定する。

(3) 逆流防止装置

3階直結直圧式の給水装置には、必ず逆流防止装置を設置しなければならない。

(ア) 1戸建て専用住宅では、量水器の下流側に逆流防止弁を設置する。

(イ) 集合住宅、事務所ビル及びこれらの併用ビル等の建物では、量水器を地面に設置する場合は、3階用量水器の下流側、量水器を建物内に設置する場合は、3階用立上がり管の立上がり部の管理・修繕の容易な場所に逆流防止弁を設置する。

(他の給水方式との併用)

第6条 直結直圧方式と直結増圧方式又は受水槽方式と併用する場合は、直結直圧式給水は2階までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年 6月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 「中高層建物への直結給水に係る実施要綱」(平成8年6月1日)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年 4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の3階直結直圧給水方式に係る実施要綱の規定により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(様式第1号、様式第2号)

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

## 配水管水圧測定依頼書

千葉市長 様

住 所  
氏 名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

このことについて、「3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱」第4条第1項により、下記のとおり依頼します。

### 記

1 給水装置場所

2 建築形態

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 一戸建て店舗付住宅
- (3) 集合住宅 ( 戸 )
- (4) 事務所ビル
- (5) その他 ( )

4 給水開始希望時期 年 月 日

5 添付図書 案内図及び管網図 ( 1 / 5 0 0 )

6 その他

千水事第 号  
年 月 日

## 配水管水圧測定結果（回答）

様

千葉市長

年 月 日付けで依頼のありましたこのことについて、「3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱」第4条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

### 記

1 工事場所

2 配水管水圧測定結果 測定最小水圧  
MP a

3 3階直結直圧式給水に係る事前協議の実施

配水管の水圧測定を行ったところ、上記2の結果となりましたので、換算水圧を算定のうえ、換算水圧が0.196MP a以上の場合（1）の手続きを、換算水圧が0.196MP a未満の場合（2）の手続きを行って下さい。

（1）必要書類（水理計算書）等を添付のうえ、給水申請等の手続きを行って下さい。

（2）必要書類（水理計算書）等を当事務所に持参のうえ、事前協議を行って下さい。

水理計算書の作成にあたっては、上記の測定水圧から換算水圧を算定し、設計水圧として水理計算を行ってください。

4 添付資料 1 / 2, 500配水管網図（測定箇所を明示）

（参考）

換算水圧＝測定水圧－（申請場所の地盤高※1－測定場所の地盤高※2）

※1 測定水圧：測定水圧を基に季節による変動及び地区の特性等（同一配水系統のテレメータ測定水圧）を勘案した値をいう。

※2 申請場所の地盤高：給水管分岐箇所の路面の地盤高をいう。